

議案第41号関係資料

介護保険事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

福祉専門部会

(35) 介護保険事業

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	在宅介護支援事業		×	×	B	
2	住宅改修支援事業(理由書助成分)				B	
3	家族介護用品の支給				B	
4	家族介護者交流事業			×	C	
5	家族介護慰労事業			×	B	
6	家族介護給付費支援事業	×	×		C	
7	在宅介護支援促進事業		×	×	B	
8	介護保険資格管理				B	
9	介護保険申請受付事務				B	
10	介護保険要介護認定訪問調査				B	
11	介護保険主治医意見書徴取事務				B	
12	介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助				B	
13	介護保険料滞納整理事務				B	
14	介護保険料賦課徴収事務				B	
15	介護保険料督促、催告関係事務				B	
16	介護保険給付関係事務				B	
17	介護保険認定審査会関係事務				B	
18	介護保険給付費国、県等負担関係事務				B	
19	介護保険事業計画関係事務				B	
20	介護保険償還払い事務				B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	介護保険財政調整基金・介護給付金準備基金				B	
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 在宅介護支援事業	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 在宅で生活する要介護4・5の保険料1・2・3段階の高齢者を介護している世帯(対象期間6ヶ月間のうち45日以上入所・入院した場合は対象外) ・支給内容 月額3,000円分の秋田市共通商品券を当該年の1～6月または7～12月の6ヶ月単位で贈呈する。 	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
2 住宅改修支援事業(理由書助成分)	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度まで着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。居宅介護支援事業者単位に月毎にまとめて支給。平成14年度中に着工した住宅改修に関するものに限り平成15年度中の申請に対し支給する。 ・平成15年度以降着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。ケアマネジャー単位に申請に基づき1件ごとに支給。ただし、着工日時点でケアプラン作成の提供を受けていない場合に限る。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度まで着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。居宅介護支援事業者単位に月毎にまとめて支給。平成14年度中に着工した住宅改修に関するものに限り平成15年度中の申請に対し支給する。 ・平成15年度以降着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。ケアマネジャー単位に申請に基づき1件ごとに支給。ただし、着工日時点でケアプラン作成の提供を受けていない場合に限る。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度まで着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。居宅介護支援事業者単位に月毎にまとめて支給。平成14年度中に着工した住宅改修に関するものに限り平成15年度中の申請に対し支給する。 ・平成15年度以降着工分住宅改修理由書作成手数料：1件につき2,000円を支給。ケアマネジャー単位に申請に基づき1件ごとに支給。ただし、着工日時点でケアプラン作成の提供を受けていない場合に限る。 		合併時に秋田市の制度に統一する。
3 家族介護用品の支給	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度4・5で、なおかつ介護保険料の所得段階1・2の被保険者を在宅で介護している世帯に対し、重度要介護者1人につき月額5,000円以内に相当する介護用品を支給する。 ・支給する介護用品は、次に掲げる5品目である。 紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋(介護用)、清拭剤、ドライシャンプー(介護用) 	<p>【内容】</p> <p>介護保険の要介護4または5と認定された在宅の要介護者と同居し、現に介護している人に支給する。所得段階または課税状況等による制限はない。</p> <p>【支給対象品目】 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等</p> <p>【支給限度額】 年間 75,000円</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度3～5で、被保険者を在宅で介護している世帯に対し、介護用品購入1人につき購入経費の1/2を年間15,000円を限度に支給する。 ・支給対象介護用品 紙オムツ、尿取りパット ・支給時期 随時 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者の該当条件の不一致 ・雄和町のみが現金支給で、支給の上限が自治体ごとに違う。 ・配達業者の兼ね合い(河辺町) ・支給対象用品に若干の違いがある。 	合併時に秋田市の制度に統一する。

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 家族介護者交流事業	<p>【事業概要】 要介護者を介護する家族を対象に、市内健康増進施設において日帰り旅行を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 健康増進施設 ・時 期 8月下旬予定 ・内 容 講演会等 ・参加人数 約50人 (平成16年度廃止予定) 	<p>【事業概要】 町内に住所を有し、在宅で要介護高齢者を介護している家族等を対象に、日帰り旅行・施設視察などを行いながら、家族どうしの相互交流等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常年1～2回 ・日帰り旅行の企画から一切を社会福祉協議会に委託し、社会福祉協議会は、家族等に呼びかける。 参加者人数 50～60人(2回実施) 	未実施	市で行うか、社会福祉協議会または在宅介護支援センター等に委託する事業を再構築する必要がある。	合併時に事業を廃止する。
5 家族介護慰労事業	<p>【内容】 対象者 秋田市内に居住している。 市町村民税非課税世帯に属している、要介護4または5の区分に該当する要介護者を介護している。 介護をしている要介護者と同居していること 要介護認定の有効期間中に1年間介護保険のサービスを受けず、在宅で過ごしたこと(医療機関に3月以上の入院期間がある場合は、その期間を除く。)。ただし、年間通算1週間以内の短期入所利用は、介護保険サービスを受けていないものとみなす。 ・介護者1人につき年額10万円</p>	<p>【内容】 家庭内で重度の要介護者の介護を行っている家族への慰労として、金品を贈呈することにより、長期介護による家族の慰労を図る。</p> <p>14年度実績 2人(課税者1人につき10万円)</p>	未実施	1市2町で状況が異なるため調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 家族介護給付費支援事業	未実施	未実施	<p>【目的】 在宅の介護保険利用者に対して介護サービス給付費支援金を支給し、介護保険利用者への経済的支援を目的とする。</p> <p>【対象者】 雄和町に居住の在宅で居宅介護サービスを利用している利用者</p>	雄和町のみが実施しており、調整が必要である。	合併時に事業を廃止する。

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 在宅介護支援促進事業	【事業目的】 ・在宅サービスの利用方法等のパンフレットを利用者に配布する。 ・ケアマネジャーに対する研修会等の開催により、高齢者の自立した生活に必要な幅広い情報の提供をするなど、活動の支援と資質の向上を図る。 ・適正な住宅改修工事の参考となる事例集を作成する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 介護保険資格管理	【内容】 年齢到達(65歳)、住民異動、住所地特例、申請に伴う資格取得(40~64歳)の理由により資格の得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。	【内容】 年齢到達(65歳)、住民異動、住所地特例、交付申請に伴う被保険者台帳への登録(40~64歳)等の理由により資格取喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還を求める。	【内容】 年齢到達(65歳到達)、住民異動、住所地特例、申請に伴う資格の取得(2号被保険者)による資格の得喪を管理し、被保険者証の交付・返還を行う。	・3市町内での住民異動に対する資格作成が保険料賦課とも関係してくるので、住基システムとのタイミングの調整が必要となる。 ・システム調整が必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 介護保険申請受付事務	【内容】 ・要介護・要支援申請事務 ・資格等異動手続事務 ・高額介護サービス費支給申請事務 ・標準負担額減額認定申請事務 ・家族介護用品支給申請事務 ・家族介護慰労金支給申請事務 ・在宅介護支援支給申請事務等	【内容】 ・要介護・要支援申請事務 ・資格等異動手続事務 ・高額介護サービス費支給申請事務 ・標準負担額減額認定申請事務 ・家族介護用品支給申請事務 ・家族介護慰労金支給申請事務等	【内容】 ・要介護・要支援申請事務 ・資格等異動手続事務 ・高額介護サービス費支給申請事務 ・標準負担額減額認定申請事務 ・家族介護用品支給申請事務等	更新申請の勧奨通知について、調整が必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 更新申請の勧奨通知については、行わないことにする。
10 介護保険要介護認定訪問調査	【内容】 要介護認定等の申請があった被保険者に対し、介護保険課職員が訪問調査を行う。職員が直接調査に行けない場合は(市外居住者等)他市町村や指定居宅介護支援事業者等に委託	【内容】 要介護認定等の申請があった被保険者に対し、役場福祉保健課職員が訪問調査を行う。職員による調査が困難な場合は(町外居住者等)は、指定居宅介護支援事業者等と契約を締結のうえ委託	【内容】 要介護認定の申請のあった被保険者に対し、訪問調査を実施 調査は町保健師または、要介護認定調査委託契約締結の指定居宅事業者等	訪問調査の方法について調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 介護保険主治医意見書 徴取事務	【内容】 要介護認定申請等の審査対象者の主治医(当該対象者に主治医が居ない場合は医師会と協議の上、市が指定する医師)に対し、審査判定に用いるための主治医意見書の記載の依頼をする。	【内容】 要介護認定等の申請があった被保険者の主治医(当該被保険者に主治医がない場合は、医師会と協議のうえ町が指定する医師)に対し、主治医意見書の記載について依頼	【内容】 要介護認定等の申請があった被保険者の主治医(当該被保険者に主治医がない場合は、医師会と協議のうえ町が指定する医師)に対し、主治医意見書の記載について依頼		合併時に秋田市の制度に統一する。
12 介護保険低所得者利用者負担軽減対策補助	【内容】 介護保険制度施行前からホームヘルプサービスを利用している低所得の高齢者や障害者の急激な負担増を避けるため、利用料の軽減を図るとともに、軽減事業に要する経費に対し、補助金を申請する。	【内容】 介護保険制度施行時においてホームヘルプサービスを利用していた低所得世帯の高齢者または障害者の負担の激変緩和措置等として、利用者負担の減額を図るとともに、町が行う利用者負担減免等措置事業に要する経費に対し、補助金を申請する。	【内容】 介護保険制度施行前からホームヘルプサービスを利用している低所得の高齢者や障害者の急激な負担増を避けるため、利用料の軽減を図ると共に軽減事業に要する経費に対し、補助金を申請する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
13 介護保険料滞納整理事務	【内容】 ・ 給付制限および納付指導 滞納保険料に係る催告後も保険料を納付しない者のうち、要介護認定申請者に対し、償還払いおよびサービス利用に関する給付制限がかかるのを防ぐため電話連絡や訪問などを行い納付を促す。 ・ 時効処理 滞納保険料(普通徴収分)の滞納期間を被保険者ごとに管理し、時効・不納欠損処理をする。	【内容】 ・ 保険給付の制限 保険料未払いに係る督促後も、なお滞納している保険料を納付しない場合には、当該第一号被保険者に対し、償還払いの予告を通知するとともに、電話連絡および訪問により支払を促す。 ・ 時効処理 保険料(普通徴収分)の滞納期間に応じて被保険者ごとに整理し、時効を確定する。	【内容】 ・ 納付指導 保険料の滞納者に対し、催告通知後、給付制限等について電話・訪問により納付を促す。	保険料の滞納者に対する納付指導についての調整が必要となる。	合併時に秋田市の制度に統一する。 システム統合にあわせ秋田市のシステムに統一する。
14 介護保険料賦課徴収事務	【内容】 第一号被保険者の保険料について ・ 所得段階... 5段階 ・ 納期 ... 12期 納入通知書については年2回の発送で、税の確定前の4月に第1期から第6期を送付し仮徴収する。残りの第7期から第12期分は本算定後8月に送付する。 ・ 第2期計画期間(H15~H17) 5段階 基準額3,824円	【内容】 第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定められた保険料率から算定された保険料額によって課する。 ・ 所得段階5段階、納期は、7月から6期(納付書は1回に送付) ・ 第2期計画期間(H15~H17) 5段階 基準額4,000円	【内容】 ・ 第一号被保険者の保険料を賦課する。 ・ 町民税賦課データを取り込み保険料を賦課する。 ・ 所得段階5段階(平成15年度から6段階)納期は、7月から6期(納付書は1回に送付) ・ 第2期計画期間(H15~H17) 6段階 基準額3,400円	保険料基準額 所得段階(雄和町は6段階) 納期(河辺、雄和ともに7月から6期で仮徴収期間がない)	介護保険料は、16年度分までに限り不均一賦課するものとし、17年度から統一(新たな保険料を設定)するため、事業計画の見直しを行う。

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 介護保険料督促、催告 関係事務	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料督促処理...納期を過ぎても納付がない者に対し、未納の旨を知らせるため、督促状を送付する。督促状の送付時期は、納期限から20日以内で、納期は送付してから10日後としている。 ・介護保険料催告処理...要介護認定を受けている者に対し、次回の更新時に給付制限がかからないように滞納保険料の催告を行う。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促処理...第一号被保険者が納付すべき期限までに保険料を納付しない場合は、期限を指定して督促状を発する。 ・督促状発行時期...納期限後20日以内 ・指定納期限...発行の日から10日後 ・催告処理...保険料未払いに係る督促後も、なお滞納している保険料を納付しない場合には、当該第一号被保険者に対し償還払い化の予告通知、電話連絡および訪問等の方法により催告を行う。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促処理...納期限後20日以内で未納者に対し督促状を送付し納付を促す。(納期は送付後10日ほどの月末を指定) ・催告処理...保険料の滞納者に対し、給付制限等がかからないよう周知するとともに、納付を促す。 	<p>督促手数料の徴収(河辺町は、1通につき100円)をどうするか。 催告処理の対象の範囲の違いをどうするか。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。 システム統合にあわせ秋田市のシステムに統一する。</p>
16 介護保険給付関係事務	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連から、給付実績情報・給付管理票情報を受け取り、給付管理を行う。また、国保連がサービス提供事業者等に審査支払いした分の請求に対して支払いを行う。 ・サービス提供事業者等が国保連に誤りの請求をし、その請求に対して保険給付を受けた場合、市は国保連に対してその給付実績の削除(過誤差額調整)を申し、事業者に対して再度正しい請求ができる状態にする。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会より送付される給付実績情報及び給付管理票情報に基づき、給付管理を行う。 ・審査決定(支払)済の請求内容について誤りがあった場合等、事業者からの依頼に基づき町から連合会へ過誤申立書を提出することで、支払額の調整を行う。 ・事業者から連合会への請求が返戻となり、当該事業者より確認の連絡があった場合、必要に応じて受給者台帳の修正を行う。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会より送付される給付実績情報および給付管理票情報に基づき、給付管理を行う。 ・審査決定(支払)済の請求内容について誤りがあった場合等、事業者からの依頼に基づき町から連合会へ過誤申立書を提出することで、支払額の調整を行う。 ・事業者から連合会への請求が返戻となり、当該事業者より確認の連絡があった場合、必要に応じて受給者台帳の修正を行う。 	<p>被保険者証の番号の切り替え時期も含め、国保連合会と細部のつめをする必要がある。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 介護保険認定審査会関係事務	<p>【概要等】 介護認定審査会は、介護保険被保険者(第1号および第2号)の要支援・要介護度および有効期間等の審査・判定を行う。 介護認定審査会は、5人の介護認定審査会委員(学識経験者等)で構成された合議体により、調査員による訪問調査結果と主治医意見書の内容をふまえて審査・判定を行う。</p> <p>【参考】 ・介護認定審査会関係 ・審査会委員数 125人 (保健・医療・福祉の学識経験者から市長が任命) ・合議体数 25合議体 ・1回あたりの審査件数 35件程度 ・1合議体あたり年間開催回数 19回程度 ・委員報酬 1回につき20,000円</p>	<p>【概要等】 介護保険被保険者の要支援・要介護度および認定期間等について審査・判定を行う。審査会では、審査・判定結果を両町に送付し、両町では、審査判定結果に基づき被保険者に結果通知(被保険者証とも)をする。</p> <p>【参考】 河辺郡介護認定審査会を共同で設置 審査会委員 15名(5人の3合議体) 14年度開催実績 49回(1合議体当たり16回、1回当たり34人分審査)</p>	<p>【概要等】 介護保険被保険者の要支援・要介護度および認定期間等について審査・判定を行う。審査会では、審査・判定結果を両町に送付し、両町では、審査判定結果に基づき被保険者に結果通知(被保険者証とも)をする。</p> <p>【参考】 河辺郡介護認定審査会を共同で設置 審査会委員 15名(5人の3合議体) 14年度開催実績 49回(1合議体当たり16回、1回当たり34人分審査)</p>	合議体数をどうするか調整が必要である。(現在、秋田市は25合議体で審査している。)	合併時に秋田市の制度に統一する。
18 介護保険給付費国、県等負担関係事務	<p>【概要】 介護給付費等に必要な費用の50%は公費によってまかなわれ、国が25%、都道府県と市町村(一般会計)がそれぞれ12.5%を負担する。 公費負担額は、各市町村について、その年度の実績の標準給付費額(介護給付費・予防給付の合計費用)に基づき算定される。</p>	<p>【概要】 介護給付費等に要する費用負担国25%、県12.5%、町12.5%(一般会計)当該年度における町の実績の標準給付費額(介護給付・予防給付に要する費用)に基づき算定される。</p>	<p>【概要】 介護給付費等に必要な費用の50%は公費によってまかなわれる。(国25%、県12.5%、町12.5%の負担割合による)公費負担額は、その年度の実績給付費額に基づき算定される。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。

(35) 介護保険事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 介護保険事業計画関係事務	<p>【概要】 介護保険は、介護を要する状態となっても、自己の意思に基づきサービスを選択し、できる限り自宅で自立した日常生活を営めることを目的としたものである。本事業計画においても、介護保険の基本理念である在宅重視と自立支援を中心に据えた上で、これまでの事業計画実施状況、また本市の現状と課題を踏まえ、高齢者福祉施策の活用を図りながら、積極的に施策を推進する。</p>	<p>【概要】 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生労働大臣が定めた基本指針に即し、3年ごとに5年を一期とする町の介護保険事業計画を定める。</p>	<p>【概要】 介護保険は、介護を要する状態になっても自己の意志に基づきサービスを選択し、できる限り自宅で自立した日常生活を営めることを目的としている。本計画では、在宅重視の自立支援、利用者本意のサービス提供を主に、高齢者福祉施策の推進を図りながら住み慣れた地域社会のなかで健康で生きがいのある生活が送れるよう施策を推進する。</p>	事業計画の見直しが必要である。	17年4月から統一した保険料を適用するために、事業計画を新たに作成する。
20 介護保険償還払い事務	<p>【概要】 ・高額介護(支援)サービス費 ・居宅介護(支援)福祉用具購入費 ・居宅介護(支援)住宅改修費 ・標準負担額差額支給</p> <p>高額介護サービスの対象者に、支給申請の勧奨通知は行っていない。</p>	<p>【概要】 ・高額介護(支援)サービス費 ・居宅介護(支援)福祉用具購入費 ・居宅介護(支援)住宅改修費 ・標準負担額差額支給</p> <p>高額介護サービス対象者 勧奨通知件数は、月に80~90件</p>	<p>【概要】 ・高額介護(支援)サービス費 ・居宅介護(支援)福祉用具購入費 ・居宅介護(支援)住宅改修費 ・標準負担額差額支給</p> <p>高額介護サービス対象者 勧奨通知件数は、月に30~40件</p>	事務調整が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。既存システムで対応が可能であることから高額介護サービス費給付のお知らせ、手続き方法等の通知を検討する。
21 介護保険財政調整基金・介護給付金準備基金	<p>介護保険事業における円滑な給付に資するため積立てする財政調整基金を設置している。</p> <p>平成15年3月31日現在 基金積立金 476,771千円</p>	<p>介護保険事業の健全な財政運営(給付費不足)に資するため準備基金を設置</p> <p>平成14年度末現在 1千円</p>	<p>介護保険事業の健全な財政運営(給付費不足)に資するため準備基金を設置</p> <p>平成14年度末現在 18,385千円</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。